

利用許諾を得て交付された他人名義のクレジットカード・キャッシュカード利用についての窃盗罪の成否

【文 献 種 別】 判決／長崎地方裁判所

【裁判年月日】 令和 6 年 9 月 4 日

【事 件 番 号】 令和 5 年 (わ) 第 113 号

【事 件 名】 詐欺、窃盗被告事件

【裁 判 結 果】 一部有罪、一部無罪¹⁾

【参 照 法 令】 刑法 235 条・246 条

【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト

◆ LEX/DB 文献番号 25573754²⁾

神戸学院大学准教授 佐竹宏章

事実の概要

1 被告人 X は、令和 3 年 1 月ころに、いわゆる「出会い系アプリ」を通じて A と知り合い、親しく交際する間柄となった。

2 (1) X は、令和 3 年 4 月 4 日、A に対し、(A の主張によると「真実はライブ配信アプリ B にクレジットカードを登録してもその利用料金が無料になることがないのに、あたかも無料にすることができるかのように装うなどして」) クレジットカードの交付を申し入れ、C 店の駐車場に駐車中の自動車内において、A から、A 名義のカード 3 枚の交付を受け、各カードの暗証番号を教えてもらった。

(2) X は、同日、このうち 1 枚のクレジットカードを持って、1 人で C 店に入店し、同店に設置された ATM 機に本件クレジットカードを挿入し、A から教えてもらった暗証番号を用いて、キャッシングの手続きを行い、現金 20 万円を引き出した。

(3) X は、令和 3 年 4 月 18 日から同月 27 日までの間、9 回にわたり、A から交付を受けた D 銀行の通常貯金口座のキャッシュカードを、E 店など 3 か所において設置されている ATM 機に挿入し、A から教えてもらった暗証番号を入力し、合計 136 万 3000 円を引き出した。

3 被告人 X は、上記 2 (1) について詐欺罪 (刑法 246 条 1 項) で、(2) および (3) について窃盗罪 (刑法 235 条) で起訴された (検察審査会の起訴議決に基づく指定弁護士による起訴)。

判決の要旨

1 長崎地方裁判所は、事実の概要 2 (1) について、A の証言の信用性から X の欺罔行為が認められなかったため、詐欺罪の成立を否定した。

2 事実の概要 2 (2) について、以下のように判示して窃盗罪の成立を認めた。

(1) 「A が、被告人に対し、本件クレジットカードを利用してキャッシングをすることを容認していたことは否定できない。もっとも、……クレジットカードを用いたキャッシングは、会員の個人的な信用を担保として新たに金銭を貸し付けるものであり、利用者と会員との同一性は、金融機関の貸付の判断の基礎となる重要な事項であるといえ、その提携先の ATM 管理者にとっても、同様に現金の引出しに応じるかを判断する上で重要な事項といえる。したがって、会員本人以外の第三者がクレジットカードを利用してキャッシングの申込みを行い、カード会社の審査を通過させて融資を実行させることで提携先の金融機関の ATM 機から現金を引き出す行為は窃盗罪を構成し、会員の承諾を得ていることは窃盗罪の成否を左右しないと解するのが相当である。この点については、ATM 機を利用したものではなく、かつ、詐欺罪の成否に関するものであるが、最高裁判所平成 16 年 2 月 9 日第 2 小法廷決定・刑集 58 巻 2 号 89 頁が同趣旨の判断を示している。」

(2) 「弁護人は、被告人が ATM 機でキャッシングの手続きをしていた時間は数分程度であり、A はその間駐車場で待機していたことから、現金の

引出しはAの管理下で行われており、被告人は使用者であり、A自身がキャッシングをしたのと同視することができる」と主張する。しかし、上記のとおり、キャッシングにおける利用者と会員の同一性確認の重要性に照らせば、会員本人が手続を行うことには重要な意味がある。また、今日では、クレジットカードの使用権限を会員のみに認める運用は広く浸透しており、社会的な共通認識が得られていると解される。そうすると、会員以外のクレジットカードの使用は、ATM機を利用する方法による場合であったとしても、例えば、身体的な障害により暗証番号の入力等の手続が困難である会員本人の面前でその承諾の下に代理として手続を行うなどの例外的な場合は格別、窃盗罪を構成すると解するのが相当である。」

3 事実の概要2(3)について、以下のように判示して窃盗罪の成立を否定した。

(1)「預貯金の引出しは、先に述べたキャッシングとは異なり新たな契約を締結するものではなく、口座残高を上限として、所定の払戻限度額の範囲で預貯金を引き下ろす行為であるところ、……当該カードが偽変造されたものや、権限のない者による不正使用である場合等を除いて、所持人が所持しているカードが正規に発行されたカードであることや暗証番号の入力等の定型的な処理によりカードの所持人と名義人との同一性を確認しカードの使用が名義人の意思に基づくことを確認することで、預貯金の引出しに依拠しているのが実情である。そうすると、ATM管理者は、当該口座内の現金が振込詐欺等の被害者が振り込んだものであるなど特別な場合については、別としても、そうでなければ、払戻権限のある真正なキャッシュカードが利用されていることを条件として、ATM機から現金を引き出すことを包括的に承諾していると解するのが相当である。……公訴事実第3の各引出し〔本評釈の事実の概要2(3)に相応一引用者注〕は包括的な承諾の範囲を超えるものとはいえず窃取行為には当たらない。」

(2)「加えて、一般人において、名義人の承諾があってもキャッシュカードを利用してATM機で現金を引き出すことは金融機関の規約に反するとの認識はあるとしても、それが犯罪として処罰の対象となるとの共通認識が社会に広く浸透しているとまでは言い難いように思われる（少なくとも、証拠上そのような共通認識があることが立証

されているとはいえない。）。被告人について、特にこれと異なる認識を有していたことをうかがわせる事情はなく、被告人に窃盗の故意を認定することについては合理的な疑いを容れる余地もある。」

判例の解説

一 利用許諾を得て交付された他人名義のクレジットカード利用と財産犯の成否

1 最決平16・2・9刑集58巻2号89頁の射程

最決平16・2・9刑集58巻2号89頁は、被告人Xが、利用許諾を得ていないにもかかわらず、Aに成り済ましてA名義のクレジットカードを示し、ガソリンスタンドで給油を受けた事案において、「被告人は、本件クレジットカードの名義人本人に成り済まし、同カードの正当な利用権限がないのにこれがあるように装い、その旨従業員を誤信させてガソリンの交付を受けたことが認められるから、被告人の行為は詐欺罪を構成する。仮に、被告人が、本件クレジットカードの名義人から同カードの使用を許されており、かつ、自らの使用に係る同カードの利用代金が会員規約に従い名義人において決済されるものと誤信していたという事情があったとしても、本件詐欺罪の成立は左右されない。」と判示している。

もっとも、この判例の射程は、クレジットカード会員から利用許諾を得ていない第三者が、当該会員に成り済まして、他人名義のクレジットカードを利用して商品を購入した場合に、詐欺罪が成立するというにとどまるのであり、カード会員から近親者や知人が利用許諾を得て他人名義のクレジットカードを利用する事案にまでは及んでいない。

2 学説の概観

学説では、最高裁平成16年決定の傍論部分を踏まえて、クレジットカード会員が、利用を許諾して、知人や近親者にカードを交付し、当該知人や近親者がそれを利用して商品を購入した場合などに、詐欺罪が成立するかが議論されている。

まず、(A)積極説として、クレジットカードシステムではカード会員自身による利用行為のみが予定されているので、利用許諾を得てカードを利用する者は、名義を偽ったとして「欺罔」になり、詐欺罪が成立するという立場がある³⁾。

これに対して、(B-1) 中間説ないし限定積極説と示される学説は、クレジットカード会社の会員規約で本人以外のカード利用が禁止されていることと、わが国のクレジットカード利用の実態を重視して、基本的には他人名義のクレジットカード利用は詐欺罪になるが、カード会員とカード利用者が、「ごく近い近親者」にある場合に、詐欺罪の成立を否定することを主張している⁴⁾。さらに、(B-2) 近親者などのカード利用者の属性からアプローチするのではなく、カード会員本人の使用と評価できるような場合（代理人や使用者など）に、詐欺罪の成立を否定する立場もある⁵⁾。

その他に学説では、(C) 消極説と示される立場も有力である。加盟店にとってはカード会員とカード利用者の一致は関心事となりにくいので、クレジットカードを利用する際の名義の偽りに、「欺罔」は認められず、詐欺罪の成立を否定する立場⁶⁾、カード会員が、利用許諾をした第三者のカード利用について支払の意思と能力がある限り、カード会社に「損害」が生じないため、詐欺罪の成立を否定する立場⁷⁾、カード利用者が、加盟店でカード会員の決済承諾の範囲内で利用する場合は、詐欺罪の故意を欠くとする立場⁸⁾ などがある。

3 他人名義のクレジットカード利用と財産犯

窃盗や拾得などによって入手した他人名義のクレジットカードの不正利用や、クレジットカード会員から利用許諾を得て交付された他人名義のクレジットカード利用は、詐欺罪との関係で議論されることが多いが、窃盗罪⁹⁾や電子計算機使用詐欺罪¹⁰⁾が問題になることもある。

この際に、詐欺罪に関する学説が窃盗罪や電子計算機使用詐欺罪においても妥当するか検討する必要がある。これらの犯罪は、実行行為はそれぞれ異なるが、カード会員の利用許諾がそれぞれの実行行為を認定する際に消極的に作用すると捉えれば、詐欺罪で展開された議論を窃盗罪や電子計算機使用詐欺罪の領域でも参照することが許容されると思われる。たとえば、カード会員の利用許諾が、詐欺罪の「欺罔」すなわち「判断の基礎となる重要な事項を偽ること」における「重要事項」の消極的間接事実になるとすれば、これを窃盗罪の「窃取」すなわち「財物の占有者の意思に反してその財物を自己の占有下に移すこと」における「占有者の意思に反すること」の消極的な間接事

実として、電子計算機使用詐欺罪の「虚偽の情報を与えたこと」の「虚偽」の消極的間接事実として位置づけることが考えられる。

ただし、カード会員の利用許諾^{すべて}を、上記の財産犯の実行行為の消極的間接事実と捉えることには疑問が残る。クレジットカードはカード会員の信用審査の下で発行されていることは軽視できない。他方で、カード会員以外の利用を全く認めないことも、クレジットカード利用の実態にそぐわない。たとえば、インターネットショッピングの際に、クレジットカードを所有していない未成年の子が、親のクレジットカード情報を教えてもらい、親の監視の下でその情報を入力して、商品を購入する場合など、カード会員の「延長された腕」のような利用形態まで財産犯が成立するというのは疑問である。したがって、社会において許容されているようなカード会員の利用許諾を、上記の財産犯の実行行為の消極的間接事実と位置づけ、他人名義のクレジットカード利用があった場合でも、即座に上記の財産犯の実行行為を認めるのではなく、社会において許容されているような、換言すれば「本人の使用と評価できるような場合」の他人名義のクレジットカード利用は例外的に上記の財産犯の実行行為が否定されると解すべきである（その意味で、私見は、前述一2の(B-2)説と同旨である）。

4 本判決（判決の要旨2）の検討

本判決は、「利用者と会員との同一性は、金融機関の貸付の判断の基礎となる重要な事項であるといえ、その提携先のATM管理者にとっても、同様に現金の引出しに応じるかを判断する上で重要な事項といえる」と判示している。しかし、窃盗罪の「窃取」では、詐欺罪の「欺罔行為」とは異なって、「重要事項」性は問題になっていないので、一見すると、窃盗罪と詐欺罪を混同して議論してしまっているのではないかという疑いが生じる。おそらく、この判示部分は、カード会員ではない、カード利用者がキャッシングによって現金を引き出すことが、「窃取」における「占有者の意思に反して」と判断している部分と思われる、上記3のような発想に基づいて詐欺罪で展開されている議論を、窃盗罪の認定において参照したものであると思われる。

さらに、判決の要旨2(2)のように身体的な障害などの「例外的な場合」に窃盗罪を構成しない

可能性も示唆されている。この判示部分は、このような例外的な場合に、窃盗罪における「窃取」の「占有者の意思に反すること」が否定され、「窃取」が認められないと判断したものと思われる。その意味で、本判決は、利用許諾を得て他人名義のクレジットカードを利用する場合に、常に窃盗罪を認めることになるであろう（A）積極説に立脚するのではなく、（B-2）「本人の使用と評価できるような場合」に、例外的に窃盗罪の成立を否定することも可能とする中間説に立ちつつ、その範囲を既存の学説よりも極めて限定的に捉えたものと評価できる。

二 利用許諾を得て交付された他人名義のキャッシュカード利用と財産犯の成否

1 窃盗罪における利用許諾の位置づけ

キャッシュカードの名義人の利用許諾もまた、前述したクレジットカードの場合と同様に、窃盗罪における「窃取」の「占有者の意思に反すること」を認定する際の消極的間接事実と位置づけられよう。

もっとも、キャッシュカードは、信用調査の上で交付されているものではなく、銀行預金口座の作成に応じて交付されるものであり、クレジットカードの場合よりも広く、カード名義人からの利用許諾を、「本人の使用と評価できるような場合」と評価することが可能であると思われる。

2 本判決（判決の要旨3）の検討

本判決は、預貯金の引出しが、キャッシングとは異なって新たな契約を締結するものではないということを前提に、他人名義のキャッシュカードを権限なく利用する場合には、「窃取」における「占有者の意思に反すること」が認められるとしつつも、「払戻権限のある真正なキャッシュカードが利用されている」場合には、ATM管理者が「ATM機から現金を引き出すことを包括的に承諾している」ので、その包括的な承諾を覆す事実が立証されない限りは、現金の占有者であるATM管理者の意思に反せず、「窃取」が認められないと判断したものと見える。

三 本判決の意義

本判決は、行為者が、カード会員から、利用許諾を得た上で他人名義のクレジットカードの交付を受け、ATMで当該クレジットカードを利用し

てキャッシングを行ったことに窃盗罪が成立すると判示した裁判例である。また、本判決はキャッシュカード名義人から、利用許諾を得て交付された他人名義のキャッシュカードを用いて預金の払い戻しを行ったことについて窃盗罪を否定した裁判例でもある。これまでこの種の事案に窃盗罪を否定した裁判例はほとんど出されていない¹¹⁾。この点で本判決は同種事例が起訴された場合に参考になる。

さらに、利用許諾を得て交付された他人名義のクレジットカードを利用したキャッシングと他人名義のキャッシュカードを用いた預金の払い戻しの行為態様がほぼ同じであるにもかかわらず、前者で窃盗罪の成立を肯定し、後者で窃盗罪の成立を否定するという異なる判断を行った点も注目に値する。

●——注

- 1) 福岡高裁で令和7年2月19日に控訴棄却されている。その後、被告人が上告したが、4月21日に被告人が上告を取り下げたため、判決が確定した（読売新聞2025年7月12日西部朝刊、長崎、26頁参照）。
- 2) 本判決の評釈として、小池信太郎「判批」法教539号（2025年）122頁。
- 3) 和田正隆「カードシステムをめぐる犯罪の問題点（その二）」月刊消費者信用1巻9号（1983年）86頁など。
- 4) 平井義丸『消費者信用をめぐる犯罪の実体と法律上の問題について』（法務総合研究所、1986年）156頁、高橋則夫『刑法各論〔第5版〕』（成文堂、2025年）359頁など。
- 5) 松宮孝明『刑法各論講義〔第6版〕』（成文堂、2024年）272頁、山口厚ほか『理論刑法学の最前線Ⅱ』（岩波書店、2006年）110頁注39〔佐伯仁志〕など。
- 6) 石井芳光「クレジット・カードの不正利用と法律問題〈その2〉」手形研究14巻8号（通号160号）（1970年）59頁、山中敬一＝山中純子『刑法概説Ⅱ〔各論〕〔第2版〕』（成文堂、2023年）119頁など。
- 7) 石井・前掲注6）59頁、山中（敬）＝山中（純）・前掲注6）119頁、松原芳博『刑法各論〔第3版〕』（日本評論社、2024年）325頁など。
- 8) 上嶋一高「クレジットカード使用と詐欺罪」『神山敏雄先生古稀祝賀論文集 第二巻 経済刑法』（成文堂、2006年）284頁以下。
- 9) 不正に作成した他人名義のローンカードを用いた現金引出しに窃盗罪を認めた裁判例として、最決平14・2・8刑集56巻2号71頁。
- 10) 最決平18・2・14刑集60巻2号165頁。
- 11) 近時の裁判例として、山形地判令8・3・24裁判所ウェブサイト・LEX/DB25574959。